

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年12月4日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400363号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400070号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間②のうち、平成26年1月1日から令和2年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成26年1月から令和2年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年1月から令和2年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間②のうち、平成29年12月1日から平成30年3月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成31年3月1日までの期間、令和元年5月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、令和2年2月1日から同年3月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の訂正後の標準報酬月額である別表の第6欄から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成29年12月から平成30年2月まで、同年8月、同年9月、同年12月から平成31年2月まで、令和元年5月、同年8月、令和2年2月、同年5月及び同年8月の標準報酬月額(別表の第6欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

## 2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成14年6月1日から平成18年3月1日まで  
② 平成18年6月1日から令和3年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、給与明細書がある期間については、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高い保険料が給与から引かれている。また、給与明細書がない期間についても、現在の標準報酬月額よりも高い給与が支払われていたため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、平成26年1月1日から令和2年9月1日までの期間について、A社に係る支給及び控除資料（請求者から提出された給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書並びに事業主から提出された給与一覧表及び賃金台帳をいう。以下同じ。）により、別表の第3欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、平成26年1月1日から令和2年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、支給及び控除資料により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、支給及び控除資料で確認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、年金事務所は、請求者の請求期間②のうち、平成26年1月1日から令和2年9月1日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成29年12月1日から平成30年3月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成31年3月1日までの期間、令和元年5月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、令和2年2月1日から同年3月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年8

月1日から同年9月1日までの期間については、給与明細書及び賃金台帳により、別表の第3欄及び第6欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成29年12月から平成30年2月、同年8月、同年9月、同年12月から平成31年2月まで、令和元年5月、同年8月、令和2年2月、同年5月及び同年8月の標準報酬月額については、前述の資料により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額から同表の第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②のうち、令和2年9月1日から令和3年1月1日までの期間について、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

また、請求期間①及び請求期間②のうち、平成18年6月1日から平成26年1月1日までの期間について、A社は当該期間に係る支給及び控除資料を保管していない上、請求者も給与明細書等を所持していないことから、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたかを確認することができず、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情もない。

したがって、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び請求期間②のうち、平成18年6月1日から平成26年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成26年1月	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年2月	28万円	—	30万円	38万円	30万円	—
平成26年3月及び同年4月	28万円	—	38万円	50万円	38万円	—
平成26年5月	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年6月	28万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成26年7月	28万円	—	38万円	50万円	38万円	—
平成26年8月	28万円	—	30万円	38万円	30万円	—
平成26年9月	22万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年10月	22万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成26年11月	22万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成26年12月	22万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成27年1月及び同年2月	22万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成27年3月及び同年4月	22万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成27年5月	22万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成27年6月及び同年7月	22万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成27年8月	22万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成27年9月	22万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成27年10月	22万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成27年11月	22万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成27年12月	22万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成28年1月	22万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成28年2月	22万円	—	36万円	36万円	36万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成28年3月	22万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成28年4月	22万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成28年5月	22万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成28年6月	22万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成28年7月及び同年8月	22万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成28年9月から同年11月まで	26万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成28年12月及び平成29年1月	26万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成29年2月	26万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成29年3月	26万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成29年4月及び同年5月	26万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成29年6月	26万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成29年7月	26万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成29年8月	26万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成29年9月から同年11月まで	26万円	38万円	—	38万円	38万円	—
平成29年12月	26万円	38万円	—	36万円	36万円	38万円
平成30年1月	26万円	38万円	—	34万円	34万円	38万円
平成30年2月	26万円	38万円	—	36万円	36万円	38万円
平成30年3月から同年7月まで	26万円	38万円	—	38万円	38万円	—
平成30年8月	26万円	38万円	—	36万円	36万円	38万円
平成30年9月	28万円	38万円	—	34万円	34万円	38万円
平成30年10月	28万円	38万円	—	41万円	38万円	—
平成30年11月	28万円	38万円	—	38万円	38万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成30年12月	28万円	38万円	—	36万円	36万円	38万円
平成31年1月	28万円	38万円	—	34万円	34万円	38万円
平成31年2月	28万円	38万円	—	36万円	36万円	38万円
平成31年3月及び同年4月	28万円	38万円	—	38万円	38万円	—
令和元年5月	28万円	38万円	—	36万円	36万円	38万円
令和元年6月	28万円	38万円	—	38万円	38万円	—
令和元年7月	28万円	38万円	—	41万円	38万円	—
令和元年8月	28万円	38万円	—	32万円	32万円	38万円
令和元年9月	26万円	36万円	—	36万円	36万円	—
令和元年10月から同年12月まで	26万円	36万円	—	38万円	36万円	—
令和2年1月	26万円	36万円	—	36万円	36万円	—
令和2年2月	26万円	36万円	—	34万円	34万円	36万円
令和2年3月	26万円	36万円	—	41万円	36万円	—
令和2年4月	26万円	36万円	—	36万円	36万円	—
令和2年5月	26万円	36万円	—	32万円	32万円	36万円
令和2年6月	26万円	36万円	—	41万円	36万円	—
令和2年7月	26万円	36万円	—	38万円	36万円	—
令和2年8月	26万円	36万円	—	32万円	32万円	36万円